

令和8年度助成事業のご案内

- ①資格取得助成事業
- ②労働安全管理事業（労働安全対策）
- ③森林整備技能者雇用支援事業
- ④リーダー育成支援事業

①「資格取得助成事業」

(事業の内容)

林業の現場技能者への資格取得の支援

(対象事業体)

県内に住所を有し、自ら常時雇用労働者を使用し、森林施業を行っている者で以下の全ての条件に該当する者

- (1) 島根県が運用する「島根林業魅力向上プログラム」に登録する事業体であること。
- (2) 事業の実施状況及び予算・決算などの財政状況について、この法人の求めに応じ適正な報告のできる事業体であること。

(対象となる現場技能者)

対象事業体で雇用される現場技能者であって、次の要件をすべて満たす者

- (1) 主として造林、保育、林産事業に従事するもの。(主として特用林産施設、製材所、種苗、緑化及び運送業務に従事しているものを除く)
- (2) 通年雇用であること。(雇用契約に期間の定めがないこと)
- (3) 健康保険、厚生年金、中退共等に加入していること。
- (4) 就業後3年目以降の者であること。

資格取得に要する受講料及びテキスト代

助成対象資格	助成額(上限)
不整地運搬車運転技能講習	15,000円
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	15,000円
車両系建設機械(解体用)運転技能講習	10,000円
走行集材機械運転特別教育	15,000円
伐木等機械運転特別教育	15,000円
簡易架線集材装置等運転特別教育	15,000円
はい作業主任者技能講習	5,000円
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	5,000円

※事業体上限額 100,000円

②「労働安全管理事業」(労働安全対策)

(事業の内容)

安全装備品支給及び蜂毒アレルギー対策に要した経費に対しての助成

(対象事業体)

県内に住所を有し、自ら常時雇用労働者を使用し、森林施業を行っている者で以下の全ての条件に該当する者

- (1) 島根県が運用する「島根林業魅力向上プログラム」に登録する事業体であること。
- (2) 事業の実施状況及び予算・決算などの財政状況について、この法人の求めに応じ適正な報告のできる事業体であること。

【事業① 安全装備品支給】

(事業詳細)

現場技能者に対して安全装備品を支給するために要した費用を助成する。

(対象装備品) 防護ズボン、防護ジャケット、防護チャップス、防振手袋、ヘルメット(シールド、イヤーマフ付のものに限る)、防護ブーツ、安全靴・地下足袋(鉄心入りのもの)、すねガード、空調服、安全装備資材品

(助成率) 8/10

(助成限度額) 助成対象者1名あたり 24,000円

(対象となる現場技能者)

対象事業体で雇用される現場技能者であって、次の要件をすべて満たす者

- (1) 主として造林、保育、林産事業に従事するもの。(主として特用林産施設、製材所、種苗、緑化及び運送業務に従事しているものを除く)
- (2) 通年雇用であること。(雇用契約に期間の定めがないこと)
- (3) 健康保険、厚生年金、中退共等に加入していること。
(ただし既に中退共等から退職金の支給をうけている者は除く)
- (4) 「緑の雇用」事業のFW研修の対象者でない者。

【事業② 蜂毒アレルギー対策】

(事業詳細)

蜂毒アレルギー対策のためのアナフィラキシー補助治療剤の処方および蜂毒抗体検査のために要した費用を助成する。

(助成率) 10/10

(助成限度額) 助成対象者1名あたり 10,000円

(対象となる現場技能者)

対象事業体で雇用される現場技能者であって、次の要件をすべて満たす者

- (1) 主として造林、保育、林産事業に従事するもの。(主として特用林産施設、製材所、種苗、緑化及び運送業務に従事しているものを除く)
 - (2) 通年雇用であること。(雇用契約に期間の定めがないこと)
 - (3) 健康保険、厚生年金、中退共等に加入していること。
(ただし既に中退共等から退職金の支給をうけている者は除く)
- ※蜂毒アレルギー対策は「緑の雇用」FW研修生も対象になります。

③「森林整備技能者雇用支援事業」

(事業の内容)

森林整備技能者の育成確保を目指し、社会保険や退職金共済等の事業主負担分を助成する。

(対象事業体)

県内に住所を有し、自ら常時雇用労働者を使用し、森林施業を行っている者で以下の全ての条件に該当する者

- (1) 島根県が運用する「島根林業魅力向上プログラム」に登録する事業体であること。
- (2) 森林経営計画を自ら申請運用し、適切に管理のできる事業体であること。
- (3) 事業の実施状況及び予算・決算などの財政状況について、この法人の求めに応じ適正な報告のできる事業体。

(対象となる現場技能者)

対象の林業事業体で雇用される現場技能者であって、次の要件をすべて満たす者

- (1) 森林整備班として現場で造林、保育の森林整備事業に専属的に従事する者であること。
- (2) 通年雇用であること。(雇用期間に定めがないこと)
- (3) 健康保険、厚生年金、中退共等に加入していること。
- (4) 助成期間を同じくして国が実施する「緑の雇用」事業から同様の助成金を受けていないこと。
- (5) 年度内において退職した者は助成対象外とする。

(助成額)

対象の現場技能者が加入する健康保険、厚生年金、中小企業退職金共済等の事業主負担相当額。

助成率	年間基準額	540,000円(1/4以内)
助成額	1名あたり	120,000円/年
	年度内採用は採用月から1名あたり1ヶ月につき	10,000円

④「リーダー育成支援事業」

(事業の内容)

しまね林業士等の資格取得者に対し、特別に支給する手当の一部を助成する。

(対象事業体)

県内に住所を有し、自ら常時雇用労働者を使用し、森林施業を行っている者で以下の全ての条件に該当する者

- (1) 島根県が運用する「島根林業魅力向上プログラム」に登録する事業体であること。
- (2) 事業の実施状況及び予算・決算などの財政状況について、この法人の求めに応じ適正な報告のできる事業体であること。

(対象となる現場技能者)

助成対象事業体で雇用される現場技能者であって、次の要件をすべて満たす者

- (1) 主として造林、保育、林産事業に従事するもの。(主として特用林産施設、製材所、種苗、緑化及び運送業務に従事しているものを除く)
- (2) 通年雇用であること。(雇用契約に期間の定めがないこと)
- (3) 健康保険、厚生年金、中退共等に加入していること

(助成率)

1 / 2

(助成額上限)

助成対象者1名あたり **40,000円**
1名あたり1ヶ月につき**4,000円**まで×10ヶ月分
(令和8年4月から令和9年1月分まで)

<対象資格>

- ・しまね林業士
- ・フォレストマネージャー
- ・フォレストリーダー
- ・森林施業プランナー
- ・**林業技能士**

助成事業の交付申請書に添付するもの

- ・直近の決算書及び事業計画書
- ・役員名簿
- ・定款（※新規の事業体のみ）
- ・助成対象者の健康保険、厚生年金、中退共等への加入の確認書類
（各助成事業で共通するものは、1部のみで可）
- ・しまね林業士等の資格取得者に特別に支給する手当があることを示す規程等の写し（リーダー育成支援）
- ・対象者が資格取得者であることを示す書類：認定証等（リーダー育成支援）

実績報告時に添付するもの

資格取得助成事業

- 各種資格の受講料及びテキスト代の領収証の写し
- 事業実施年度に取得した資格であることの確認できるもの
…○○技能講習修了証（写）等
- 助成対象者が健康保険、厚生年金等に加入していることが確認できる書類
- 中退共または林退共の手帳の写し

労働安全管理事業（労働安全対策事業）

- 支給した装備品の納品書、請求書、領収証（振込用紙控え）
- 支給した装備品の写真
- 助成対象者が健康保険、厚生年金等に加入していることが確認できる書類
- 中退共または林退共の手帳の写し

森林整備事業技能者雇用支援事業

- 森林整備班として専属的に従事する事が確認できる書類
- 助成対象者が健康保険、厚生年金等に加入していることが確認できる書類
- 中退共または林退共の手帳の写し

リーダー育成支援事業

- しまね林業士等の資格取得者に特別に支給する手当があることを示す規程等の写し
- 対象者が資格取得者であることを示す書類：認定証等
- 手当を支給していることが確認できる書類
- 助成対象者が健康保険、厚生年金等に加入していることが確認できる書類
- 中退共または林退共の手帳の写し

※社会保険、健康保険の加入状況の確認書類は最新の

「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」の写し
（助成対象者の氏名 生年月日 以外の情報は塗りつぶして下さい。）

初めて助成金の交付申請をする事業体及び担当者等の変更でメールアドレスを変更された場合は下記のメールアドレスに件名を「助成金申請様式希望」として空メールを送って下さい。

↓↓↓↓

shimanemidorininaite@galaxy.ocn.ne.jp

○申請および実績報告時に、まずはメールでデータの送信をお願いします。

令和8年度助成事業実施スケジュール

事業名	資格取得 助成事業	労働安全管理事業		森林整備技能者 雇用支援事業	リーダー育成支援事業
		労働安全対策 (安全装備品支給) (峰アレルギーマ対策)			
R8年度予算 (千円)	500	16,500	20,800	1,200	
交付申請書 提出期限	令和8年4月末	令和8年4月末	令和8年4月末	令和8年4月末	令和8年4月末
助成事業審査会	令和8年5月末	令和8年5月末	令和8年5月末	令和8年5月末	令和8年5月末
交付決定通知	令和8年6月上旬	令和8年6月上旬	令和8年6月上旬	令和8年6月上旬	令和8年6月上旬
事業実施期間	令和8年4月1日～ 令和9年1月31日	令和8年4月1日～ 令和9年1月31日	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	令和8年4月1日～ 令和9年1月31日	令和8年4月1日～ 令和9年1月31日
実績報告書 提出期限	令和9年2月28日	令和9年2月28日	令和9年4月7日	令和9年2月28日	令和9年2月28日
助成金支払時期	令和9年3月	令和9年3月	令和9年4月末	令和9年3月	令和9年3月